

令和2年度 第1回鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会

日 時： 令和2年8月19日（水） 午前10時00分

場 所： 市役所2階第2会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状の交付
- 4 議 題
 - 1) 会長・副会長の選出
 - 2) 鳥栖市高齢者福祉計画の趣旨及び策定体制について P 1
 - 3) 第8期鳥栖市高齢者福祉計画の評価・課題及び
第9期鳥栖市高齢者福祉計画の基本的な考え方について P 4
 - 4) 鳥栖市における高齢者の現状と取り巻く課題について P 7
 - 5) 第9期鳥栖市高齢者福祉計画の基本理念及び基本目標について P13
- 5 第9期鳥栖市高齢者福祉計画の策定スケジュールについて P16
- 6 その他
- 7 閉 会

議題 2 鳥栖市高齢者福祉計画の趣旨及び策定体制について

(1) 計画策定の趣旨（必要性）について

「高齢者福祉計画」は全ての高齢者を対象とした本市の高齢者福祉に関する計画であり、主に介護保険給付対象サービス以外の、高齢者に係わるサービスの必要な見込量や整備計画等を示すものである。

現在の第8期計画は、平成30年度から令和2年度までの3年間の計画である。

[法的位置づけ]

老人福祉法 第20条の8 第1項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

第7項

市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体的なものとして作成されなければならない。

介護保険法 第117条 第1項

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

第6項

市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第28条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

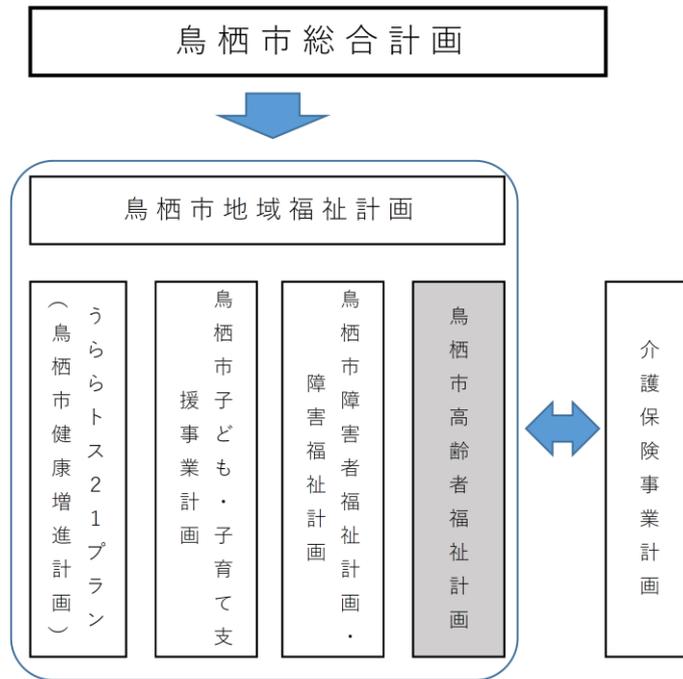
高齢者福祉計画 (老人福祉計画)

高齢者福祉計画とは鳥栖市における高齢者に関する政策全般にかかわる計画であり、介護保険の対象とならない高齢者福祉サービスはもとより、その他の関連施策も計画の対象。

介護保険事業計画

介護保険事業計画とは鳥栖地区広域市町村圏組合が行う介護保険事業にかかわる保険給付の円滑な実施に関する計画。

(2) 計画の位置づけ



(3) 計画期間

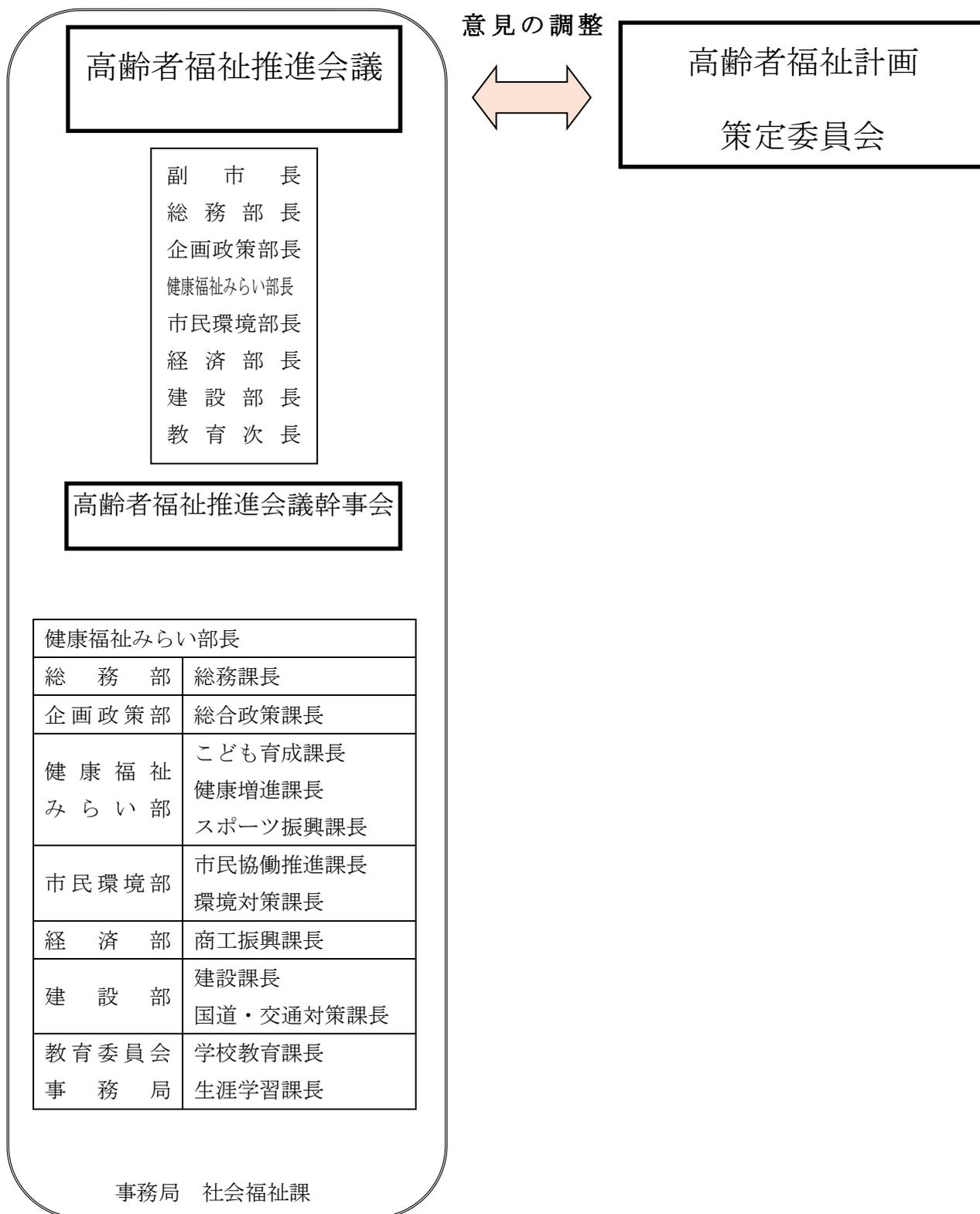
今回策定する「鳥栖市高齢者福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする。

また、計画策定にあたっては、団塊の世代が75歳に達する令和7(2025)年度を見据えた視点、またその先の団塊ジュニア世代が65歳に達する令和22(2040)年度を見据えた長期視点でこれを行うこととする。

平成	令和							
30年度 (2018年)	元年度 (2019年)	2年度 (2020年)	3年度 (2021年)	4年度 (2022年)	5年度 (2023年)	6年度 (2024年)	7年度 (2025年)	22年度 (2040年)
令和7年度(2025年)・令和22年度(2040年) を見据えた中長期視点からの計画								
第8期高齢者福祉計画		(計画見直し)						
第7期介護保険事業計画		介護保険料(3か年間)						
		(計画見直し)						
			第9期高齢者福祉計画		(計画見直し)			
			第8期介護保険事業計画		介護保険料(3か年間)			
					(計画見直し)			
			介護保険制度改正 ・介護予防・地域づくりの推進 ・地域包括ケアシステムの推進 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法の改正 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施					

(4) 策 定 体 制

(資料 1-1、1-2)



**議題3 第8期高齢者福祉計画（平成30年度～令和2年度）の評価・課題
及び第9期鳥栖市高齢者福祉計画の基本的な考え方について**

(1) 第8期鳥栖市高齢者福祉計画の評価・課題

(資料2)

基本目標1 地域参加と健康づくりの推進

(評価)

指標1 要支援・要介護認定者の割合

本市の令和2年10月1日現在の要支援・要介護認定者の割合は16.9%と予想され、目標値の17.6%を約1ポイント下回り、指標の達成が見込まれる。

指標	目標値(令和2年)	現状値(令和2年推計値)	評価
要支援・要介護認定者の割合	17.6%	16.9% (10月1日現在推計値)	○

(主な課題)

- 高齢者同士や世代間の交流、趣味や学習、ボランティア等の活動、就労など高齢者が様々な分野に積極的に参加していくことを支援するために介護予防事業や生きがいづくりの事業に取り組んでいる。しかし、参加者の固定化や減少がみられる事業があり、より多くの地域参加の機会形成や介護予防の取組促進のため、新規の参加者に向けた周知の強化が必要である。
- 一般介護予防事業の中には、活動の自主組織化に向けて事業の実施方法について検討を要する事業がある。

基本目標2 住み慣れた地域で生活継続と自立支援の推進

(評価)

指標2 「家族や友人・知人以外の相談相手」が『いない』高齢者の割合

令和元年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、「家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手」が『いない』と回答した割合は27.4%（前回：25.8%）となっており、目標値の22.8%を上回っている。

指標	目標値(令和2年)	現状値 (令和元年度 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 結果)	評価
「家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手」の『そのような人はいない』の回答割合	22.8%	27.4%	×※

※ この調査項目を有する高齢者要望等実施調査（佐賀県が実施）について、令和元年度分は調査対象者の変更が行われているため、単純比較ができないが、評価としては未達成とする。

(主な課題)

- 住み慣れた地域での生活継続に向けた支援をより充実させるため、地域包括支援センターとの連携を一層強化することが必要である。
- 一人ひとりの防災に関する意識を高めるとともに、地域の各種組織・団体が連携を図り、地域全体の支援のネットワークづくりを行うなど、地域の防災力を向上させ、高齢者などの要配慮者の災害時に備える取組みを継続する必要がある。
- 在宅福祉サービスの事業については、高齢者のニーズに照らし、見直しを要する事業がある。
- ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加し、成年後見制度利用のニーズが高まることが想定されるため、既存制度の周知を行うとともに、国の基本指針に基づく相談体制を検討する必要がある。

基本目標3 地域包括ケアシステムの深化・推進と多職種連携

(評価)

指標3 ニーズに応じた新たなサービス等の開発件数

第8期に新たに実施した事業は、生活支援体制の推進「生活支援コーディネーターの配置」、認知症施策の推進「認知症地域支援推進員の配置」「認知症初期集中支援チーム事業」の3件で、目標値を達成した。

指標	目標値(令和2年)	現状値(令和2年7月現在)	評価
ニーズに応じた新たなサービス等の開発件数	令和2年度までに新規開発件数 3件	3件	○

(主な課題)

- 介護・リハビリテーション・医療・看護・生活支援コーディネーターなどの多職種連携のさらなる深化や制度周知の一層の強化によって、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていく。
- 市民との意識の共有や地域づくりへのさらなる参加促進をするとともに、既存の地域資源の見える化や市民ニーズの集約を行い、地域課題の裏付けを明確化する必要がある。
- 認知症の人やその家族が住み慣れた地域での生活を継続するために、認知症に関する知識の普及・啓発や相談機関等の資源の周知を強化するとともに、認知症地域支援推進員等の専門職との連携を推進する必要がある。

(2) 第9期鳥栖市高齢者福祉計画の基本的な考え方

団塊世代が75歳以上となる2025（令和7）年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年に向けて、大都市やその周辺都市、地方都市、中山間地域等、地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も異なってくるのが想定される。

国は、第8期介護保険事業計画の策定に向け、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、次のような考えを示していることから、一体的に作成する高齢者福祉計画においてもその趣旨を反映するよう努力することとしたい。

① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（介護保険計画に反映）

② 地域共生社会※1の実現

※1 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく社会

③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

- 一般介護予防事業の推進（PDCAサイクルに沿った推進・専門職の関与・他事業との連携）

参考 令和元年5月「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」公布、「国民健康保険法」「介護保険法」等改正

→高齢者の保健事業と介護予防の一体的に実施する枠組の構築により、75歳以上の高齢者に対しても市が高齢者の特性に応じ保険事業と介護予防を効果的かつ効率的に実施

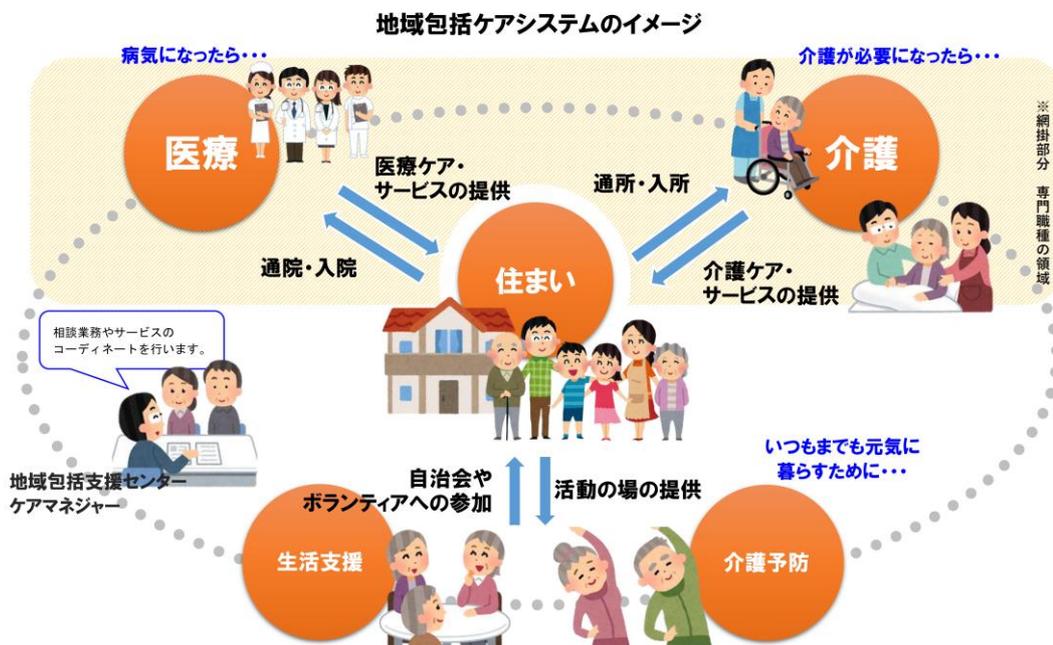
- 保険者機能強化推進交付金を活用した施策の充実・推進
- 在宅医療・介護連携推進事業（看取り・認知症への対応強化等）
- 介護関連データベースの利活用及び環境整備

④ 認知症施策の推進

令和元年6月「認知症施策推進大綱」等を踏まえた認知症施策の推進

⑤ 地域包括ケアシステム※2を支える介護人材確保及び業務効率化の取組強化

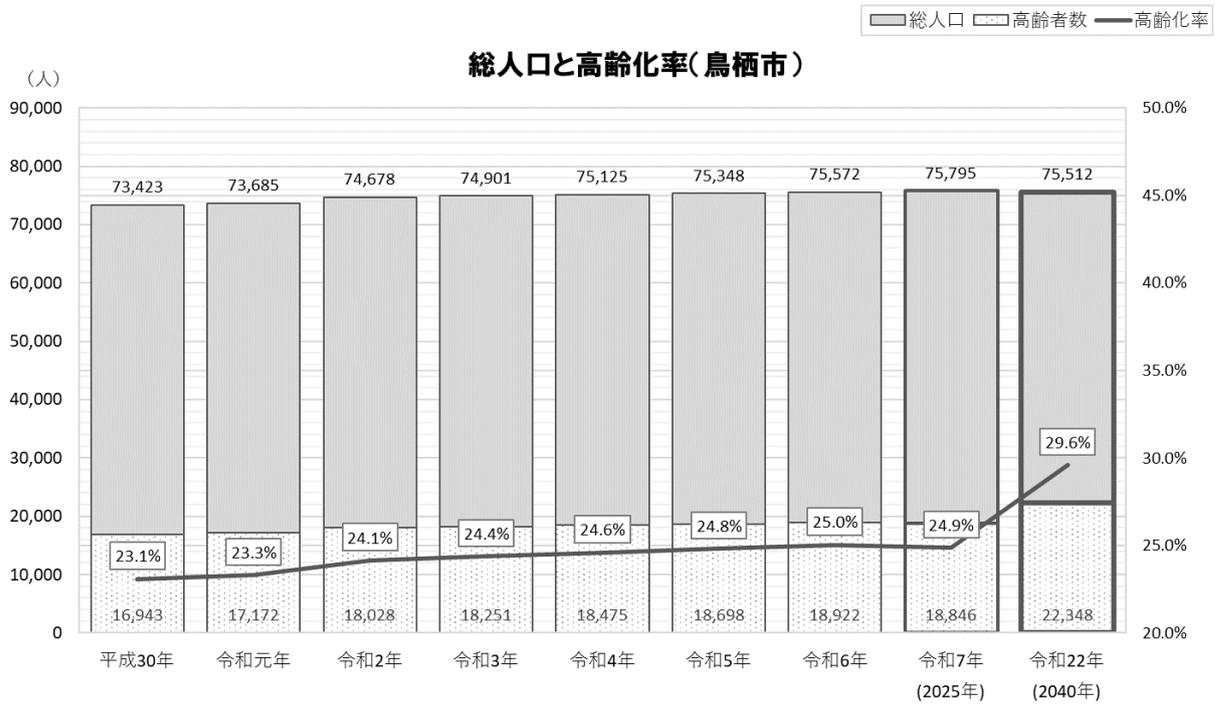
※2 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと



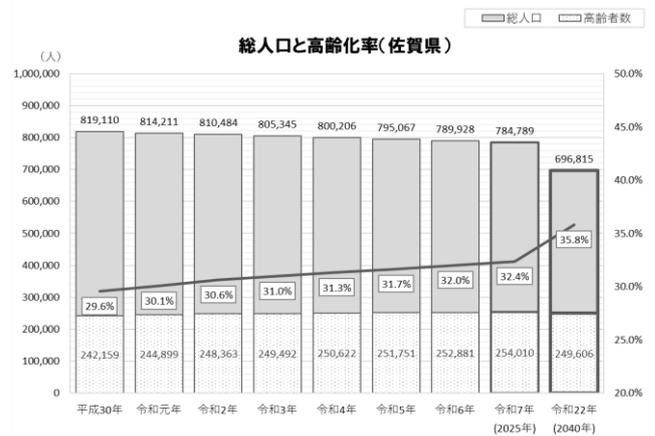
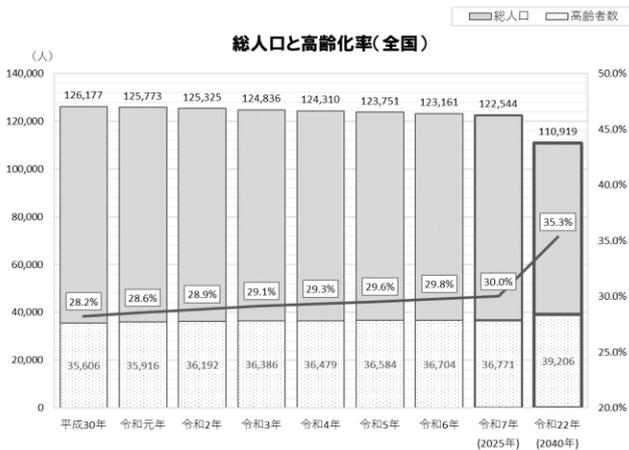
議題4 鳥栖市における高齢者を取り巻く現状と課題

(1) 高齢者人口と将来推計

○高齢者（65歳以上）人口と将来推計

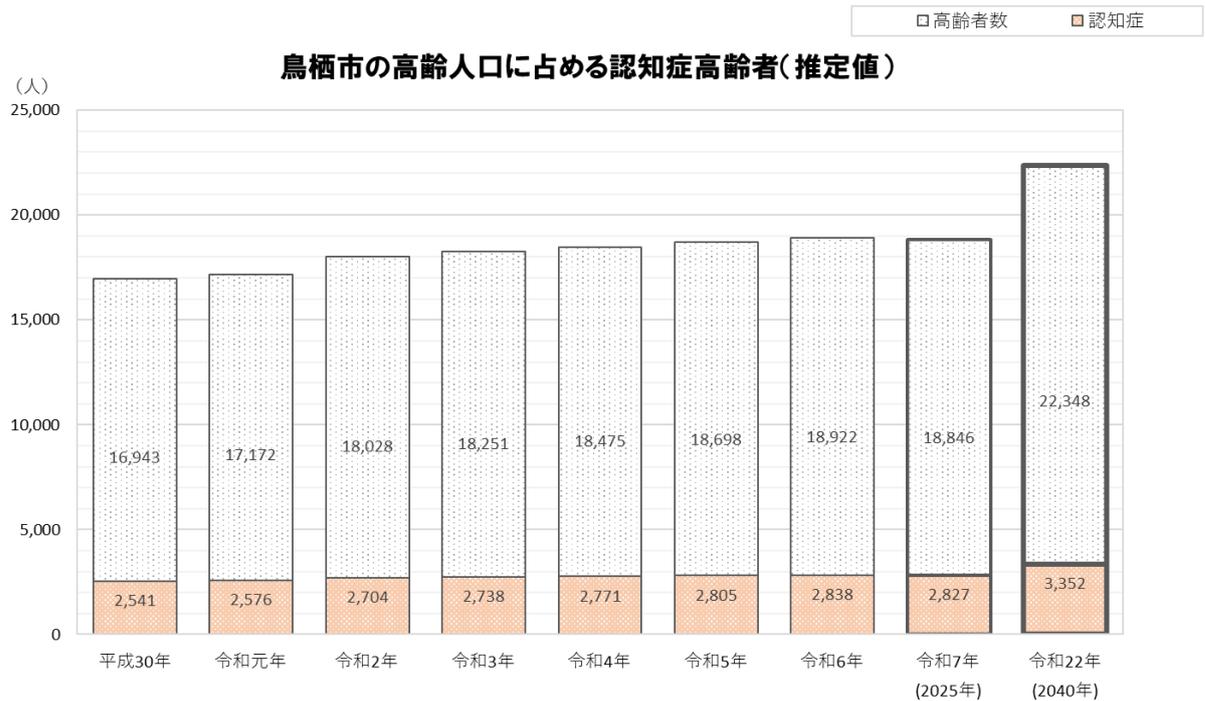


※ 令和元年までは住民基本台帳（各年10月1日現在）の実績値
令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所 平成27年推計より抜粋



※国立社会保障・人口問題研究所 平成27年推計より抜粋

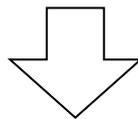
○ 高齢者人口に占める認知症高齢者



※ 認知症高齢者については、65歳以上人口に認知症推定値有病率15%を乗じて算出
内閣府 平成28年版高齢社会白書より

○ 市内高齢者の世帯数及び独居高齢者数

〔 R2.3 末現在 市内高齢者のみ世帯 7,252 世帯 (独居高齢者 3,791 人)
H29.3 末現在 市内高齢者のみ世帯 6,621 世帯 (独居高齢者 3,311 人) 〕



- ・ 令和元年の高齢者人口（65歳以上）17,172人、令和7年（2025年）18,846人、令和22年（2040年）22,348人と増加見込み
- ・ 市内高齢者のみ世帯については、3年前と比べても10%（独居高齢者数は、15%）増加している
- ・ 令和22年（2040年）にかけて認知症高齢者数の増加が予想される

(2) 高齢者の実態と意向（高齢者要望等実態調査）

(資料3)

高齢者要望等実態調査とは、3年を1期とする介護保険事業計画策定の前年に実施される、65歳以上の高齢者を無作為抽出し対象とした調査（介護予防日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、鳥栖市独自調査の3種類）である。日常生活圏域の高齢者の地域生活の課題を明らかにすることを目的としている。

・「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が11.9%、と「現在、何らかの介護を受けている」の20.2%を合わせた32.1%の人が『何らかの介護・介助が必要』と回答しており、佐賀県全体と比べると約12ポイント高い。(資料3のP6参照)

・生活機能のリスク該当者の割合では、「認知症」や「うつ」「転倒」の項目でリスク該当者が4割弱から6割弱（資料3のP7参照）

・「趣味」があるかについては、51.2%（前回60.9%）があると回答し、「生きがい」があるかについては43.7%（前回67.6%）があると回答している（資料3のP9参照）。

・地域での社会活動、グループ等への参加頻度について、『月1回以上』の参加者の割合をみると、「趣味関係のグループ」が22.2%（前回16%）、「スポーツ関係のグループやクラブ」については18.6%（前回11.9%）と回答。前回調査よりしかしグループ活動等に“お世話役”として「是非参加したい」または「参加してもよい」と回答は3割弱。（資料3のP10～11参照）

・よく会う友人・知人との関係は「近所・同じ地域の人」が5割強で最も多く、次いで「趣味や関心が同じ友人」が34.6%となっている。(資料3のP18参照)

・災害時に何らかの支援を必要とすると回答した高齢者は33.8%（資料3のP19～20参照）

・介護者が不安に思う介護については「認知症状への対応」が31.9%と最も高く、次いで「入浴・洗身」29.0%、「夜間の排泄」26.1%と回答。(資料3のP34参照)

・地域で暮らし続けるために、周りの人に助けてもらいたいことは、「災害時の手助け」が44.5%で最も高く、次いで「病気などの緊急時の手助け」34.7%、「安否確認のための日常的な声かけ」23.5%と回答。(資料3のP40参照)

・成年後見制度の認知度については、「制度の名前も内容も知らない」「制度の名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」と6割弱が回答。(資料3のP40参照)

(3) 地域が抱える課題（地域ケア会議より）

市内の4箇所の地域包括支援センターが行った地域ケア会議及び市主催の自立支援ケア会議（地域ケア会議）において検討された地域課題は、以下の4項目とおりである。

地域課題① 地域のお世話役をしてくれる人材の確保や身近な通いの場が必要
～現状・問題点（主なもの）～ <ul style="list-style-type: none">・気軽に集まることが出来る高齢者の集いの場がない・近隣住民との関わりが少ない・リーダーシップをとれる人材不足
等
地域課題② 買い物が困難な方や、交通手段の不便な地域の住民が気軽に利用することが出来る移動手段の確保や生活支援サービスの検討が必要
～現状・問題点（主なもの）～ <ul style="list-style-type: none">・買い物に行くことが出来ない高齢者がいる・移動販売の協議・検討が進んでいない・公共交通機関が身近になく、ミニバスの本数が少ない（バス停も遠い）・高齢者の運転割合が高い（認知症の人を含む）
等
地域課題③ 認知症高齢者の実態把握や地域住民への啓発の強化等、総合的な認知症高齢者支援が必要
～現状・問題点（主なもの）～ <ul style="list-style-type: none">・認知症によって、日常生活に支障をきたす高齢者が増加している・認知症高齢者を見守る人も高齢化している・認知症に対する地域住民の理解が不足している・ごみ出しに支障がある高齢者がいる
等
地域課題④ 災害時等に早期に対応するための世帯状況把握や連携体制整備が必要
～現状・問題点（主なもの）～ <ul style="list-style-type: none">・近隣住民との関わりが少なく、災害時などお互いの支援ができない・家族が同居しているが、日中は独居状態の高齢者を把握できていない・線状降水帯等による冠水被害が増加してきている・水害の起こりやすい地区の高齢化率が非常に高い
等

(4) 高齢者を取り巻く中長期的な課題

人口推計、各種アンケート調査、第8期計画検証結果及び地域ケア会議から把握した課題について、次のとおり整理した。

課題1 高齢者の社会参加の促進

- 令和22年(2040年)にかけて高齢者人口の増加が見込まれるため、高齢者の生きがいづくりや趣味づくりにもつながるような社会参加の場の創出が必要。(人口推計、アンケート調査)
- 佐賀県全体や鳥栖地区広域市町村圏に比べ、社会参加の頻度が低いため、今後一層の社会参加の促進を図っていくことが求められる。(アンケート調査、第8期計画検証結果)

課題2 通いの場などの身近な場所での介護予防と担い手の育成

- 後期高齢者人口が2040年にかけて増加することが見込まれる。さらに、要支援・要介護認定を受けていない高齢者でも、転倒リスクや運動器機能低下のリスクを抱える高齢者が多くみられる。そのため、効果的な介護予防の取り組みが必要。(人口推計、アンケート調査、第8期計画検証結果)
- 近隣住民とのかかわりが少ない高齢者が増加しているため、気軽に集まることが出来る高齢者の集いの場が必要(地域ケア会議)
- 地域のお世話役をしてくれる人材の確保が必要。(アンケート調査、地域ケア会議)

課題3 高齢者のニーズに対応した生活支援のしくみの構築

- 後期高齢者人口が2040年にかけて増加することが見込まれるため、多様なニーズに対応した高齢者を支える仕組みの構築が必要。(人口推計)
- 買物が困難な方や交通手段の不便な地域の住民が、気軽に利用することができる移動手段の確保や移動販売などの多様な生活支援サービスが必要。(地域ケア会議)

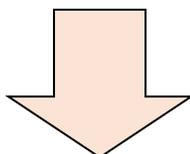
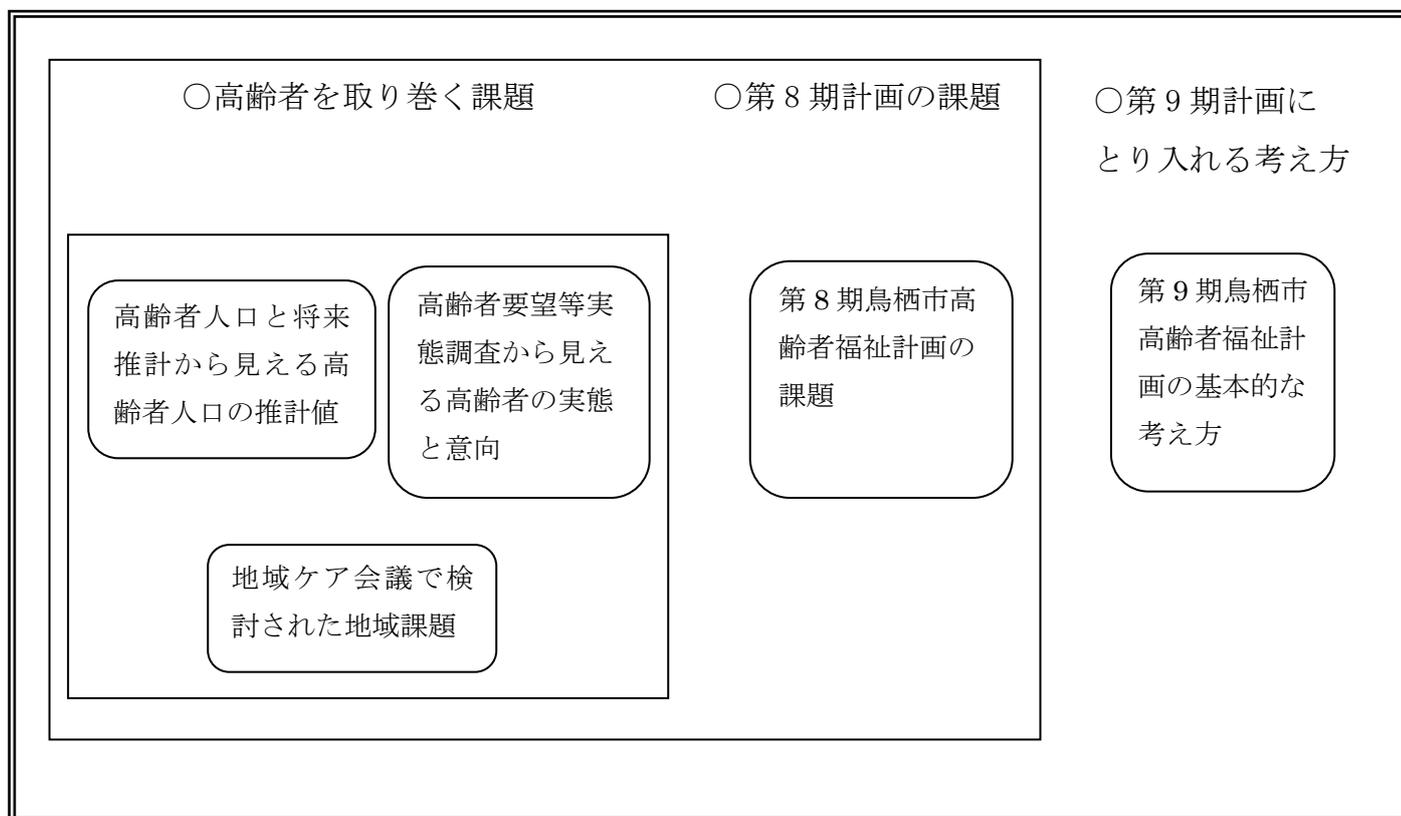
課題4 認知症高齢者支援の推進

- 高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の増加が予想される。そのため、認知症高齢者を取り巻く様々な問題・課題もより顕在化していくことが予想される。要支援・要介護を受けていない高齢者でも認知症リスクを抱える高齢者が一定数いることが想定されるため、地域における支援体制の構築・強化を図ることが必要。(人口推計、アンケート調査、第8期計画検証結果、地域ケア会議)
- 認知症への対応に不安を抱える介護者が多く、認知症等を有する要介護者を支える家族の支援の充実が必要。(アンケート調査)

課題5 災害等の緊急時の支援体制の整備

- 災害時の手助けの要望が多いことや避難場所を認知していない高齢者も一定数みられるため、一人ひとりが防災に関する意識を高めるとともに、各種関係機関や地域住民が連携し、緊急時に支援が必要な世帯の把握や支援体制の整備、避難場所等の周知の強化が必要。(アンケート調査、第8期計画検証結果、地域ケア会議)

(5) 第9期鳥栖市高齢者福祉計画策定の視点



第9期鳥栖市高齢者福祉計画策定の視点へ

(1) 計画の基本理念

高齢者が、できる限り介護を必要とする状態に陥ることなく、住み慣れた地域で健康で生きがいを持って安心して暮らし続けるためには、超高齢社会への適切な対応と「自助・互助・共助・公助」の考え方による役割を踏まえた施策を展開することが重要。

本計画では、従来の高齢者福祉計画の基本理念の考え方を踏襲しながら、第7次総合計画との整合を図り、高齢期の生活を地域全体で応援・支援することとし、「ともに認め合い、支え合う、温かみと安心感のある住み良い地域社会を目指して～だれもが、生涯にわたり心身ともに健やかに、いきいきと暮らせるまち～」を基本理念と定め、市民一人ひとりの生活の中で基本理念が実現されるまちづくりに向けた取り組みを進めていきたい。

《基本理念》（仮）

**ともに認め合い、支え合う、
温かみと安心感のある
住み良い地域社会を目指して**

～だれもが、生涯にわたり心身ともに健やかに、いきいきと暮らせるまち～

(2) 基本理念実現のための視点

高齢者を取り巻く主な課題、第8期鳥栖市高齢者福祉計画の課題及び第9期鳥栖市高齢者福祉計画の基本的な考え方を踏まえつつ、本計画は次のような視点から策定。

視点1：社会参加への支援

- ・ 人との出会い、交流の場を創出し、高齢者の孤立を防止
- ・ 高齢者の社会参加を促進・拡大する取り組みを進める団体を支援
- ・ 高齢者が生きがいを持って活躍できる仕組みづくり

視点2：介護予防の推進

- ・ 介護予防活動への参加促進
- ・ 日常的に取り組む介護予防活動の啓発
- ・ 介護予防活動の担い手の育成及び自主組織化の推進

視点3：地域の支えあい

- ・ 高齢者のニーズに応じた必要な生活支援サービスを整備
- ・ 生活支援の担い手の育成
- ・ 地域共生社会の醸成

視点4：安心して暮らすためのしくみの構築

- ・ 災害の備え等に関する啓発や避難場所の周知
- ・ 緊急時に支援が必要な高齢者の把握
- ・ 緊急時に早期に対応するための仕組みづくり

視点5：認知症高齢者支援の推進

- ・ 認知症高齢者等への支援体制の推進
- ・ 家族介護者の支援の充実

視点6：専門職種との連携強化

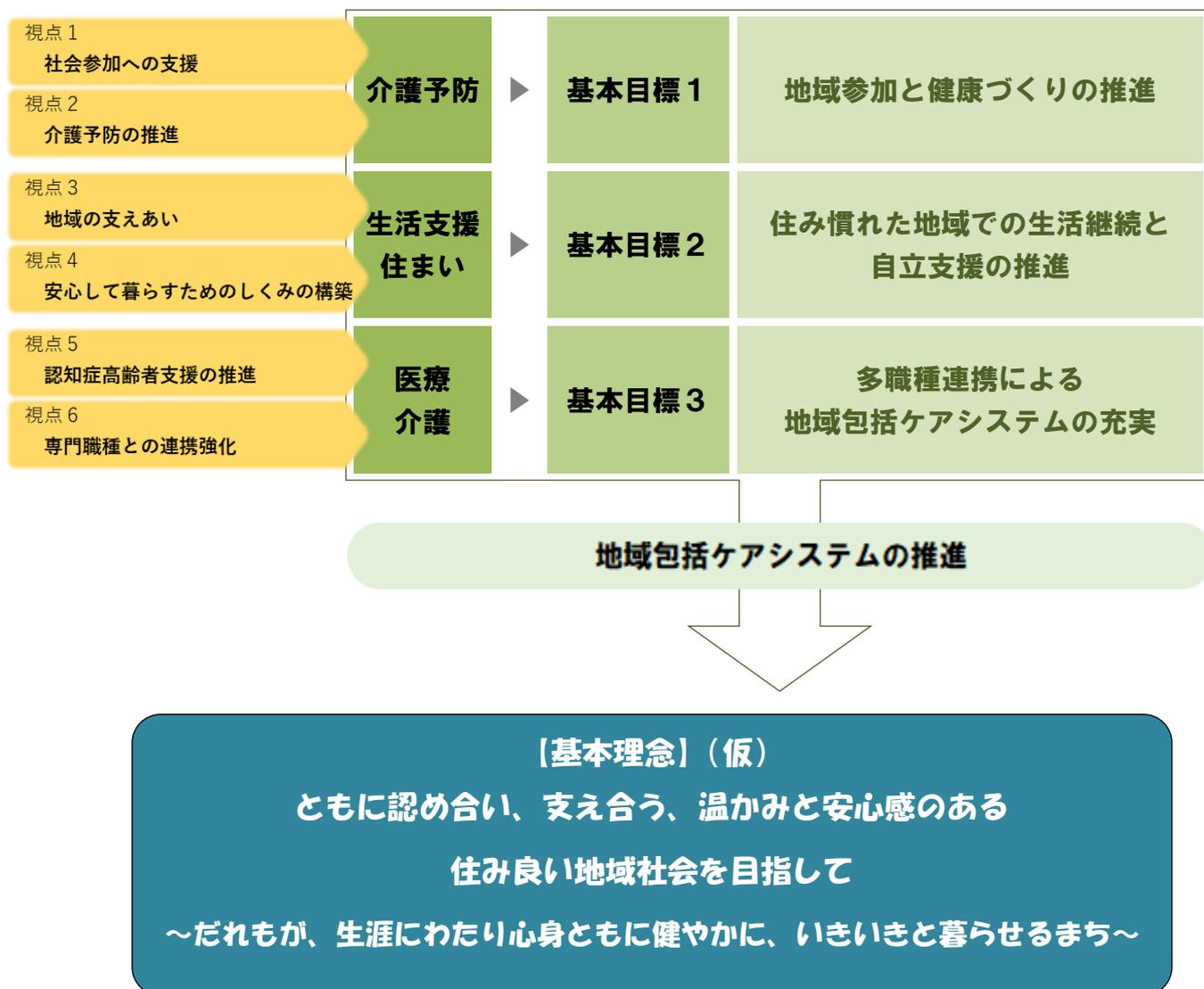
- ・ 在宅医療・介護連携の推進
- ・ 権利擁護・虐待防止対策の強化

(3) 基本目標

基本理念として掲げた「ともに認め合い、支え合う、温かみと安心感のある住み良い地域社会を目指して～だれもが、生涯にわたり心身ともに健やかに、いきいきと暮らせるまち～」の実現には、地域包括ケアシステムの推進が不可欠であるとともに、地域包括ケアシステムの推進こそが基本理念を実現していく上での要であると考えます。

そこで本計画では、地域包括ケアシステムの5つの構成要素である「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」をそれぞれの役割に基づいて互いに関係し、また、連携しながら、一体化して提供することにより、高齢者が健康で生きがいを持って生活し、介護が必要になった場合でも住み慣れた地域で自分らしく、安心して、健やかに生活できるまちを目指します。

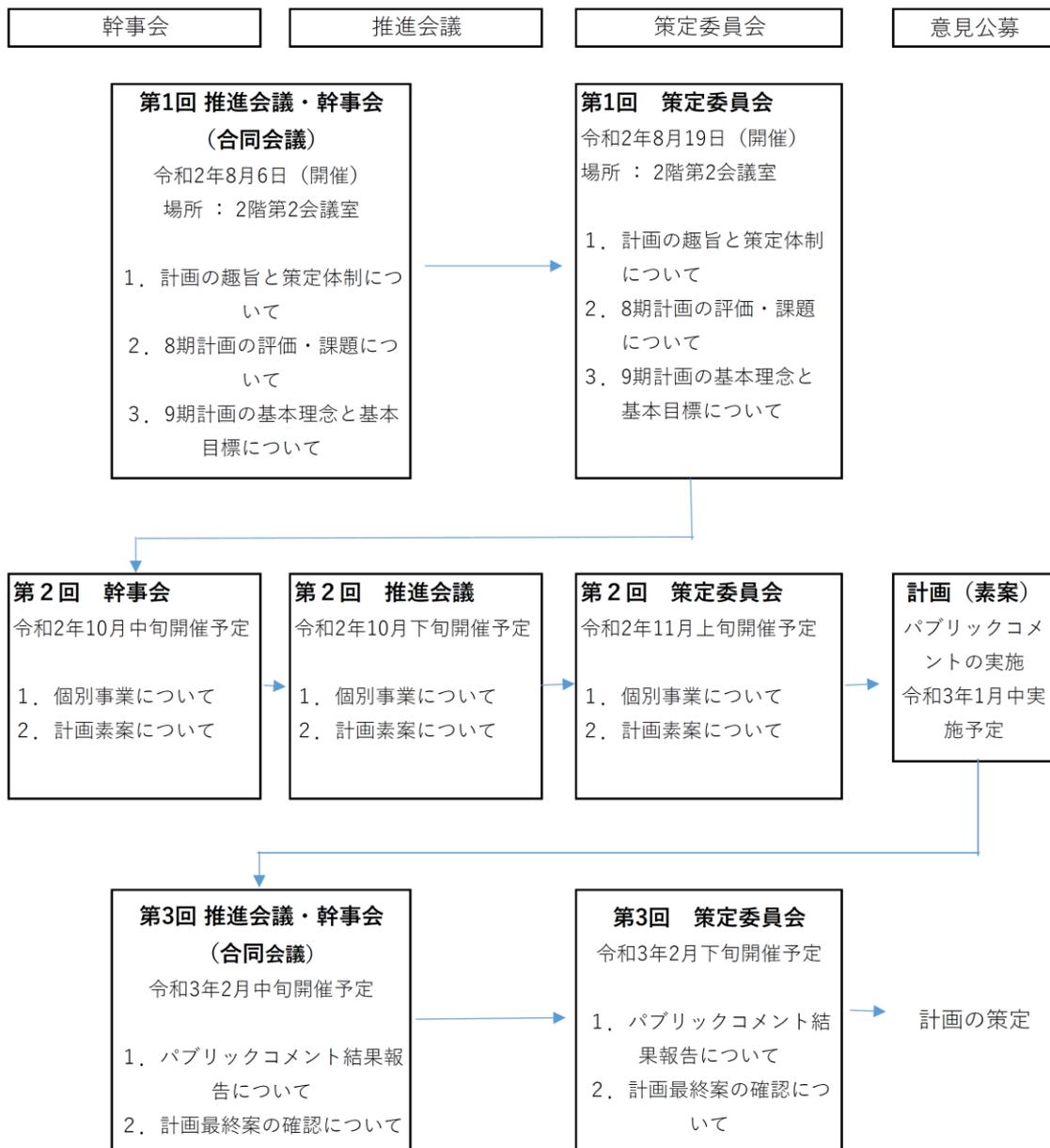
そのため、計画策定の視点を踏まえながら、5つの構成要素と関連付けた3つの基本目標を設定して施策を進めます。



5 第9期鳥栖市高齢者福祉計画の策定スケジュール（案）

	令和2年												令和3年																
	7月		8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月					
	上	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
幹事会																													
推進会議																													
策定委員会																													
その他																													

第9期鳥栖市高齢者福祉計画策定の流れ



※ 議題は、参考として今期計画策定時のものを記載

